

長期優良住宅認定申請時確認事項

下記確認事項に不備があると、受付が出来ない場合がありますので、事前に御確認ください。

必要書類が揃っているか		
必要書類（新築）※	備考	チェック 覧
第一面		<input type="checkbox"/>
第二面		<input type="checkbox"/>
第三面	共同住宅等以外の場合は不要	<input type="checkbox"/>
第四面	建売住宅とそれ以外で様式が違うので注意	<input type="checkbox"/>
委任状	申請者本人以外が申請する場合に必要	<input type="checkbox"/>
維持保全計画書	第四面「維持保全の方法及び期間」に維持保全計画書の添付を記載した場合に必要	<input type="checkbox"/>
設計内容追加説明書	〈県細則 3 条関係〉（1 号様式）別紙 1	
確認書等	確認書等（住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し）	<input type="checkbox"/>
添付書類一式	長期優良住宅認定申請添付図書〈規則第 2 条関係〉参照 別紙 2	<input type="checkbox"/>
返信用封筒	認定通知書の郵送を希望する場合 ※簡易書留での送付分の切手を張り付けること（重量により料金が異なりますので、予め必要額を御確認ください）	<input type="checkbox"/>
記載内容に明らかな不備がないか		
工事着手の予定年月日が受付日以前になっていないか	郵送の場合、受付日は申請書類一式が県に到着した日時になります。 ※申請書第一面記載の申請日ではないので注意	<input type="checkbox"/>
床面積は条件をクリアしているか	一戸建て住宅：1 の階の床面積（階段部分を除く）が 40 m ² 以上、かつ床面積の合計が 75 m ² 以上 共同住宅等：一戸の床面積の合計（共同部分を除く）が 55 m ² 以上	<input type="checkbox"/>
県証紙の貼付け		
所定の認定手数料が貼付けされているか	認定申請手数料参照 別紙 3	<input type="checkbox"/>
既定の場所に貼付けされているか	第一面の裏面若しくは第 8 号様式（第 9 条関係）に貼付	<input type="checkbox"/>

※変更申請を行う場合は必要書類・書式が異なりますので、御注意ください。

申請書類の誤りについて（参考）

長期優良住宅の認定申請において、これまで多かった誤りを、様式毎にまとめました。同様の誤りがないか、申請前に御確認をお願い致します。

第一面		チェック
左上の宛先が「所管行政庁」のまま（「香川県知事」としていない）。		<input type="checkbox"/>
申請日が記載されていない。		<input type="checkbox"/>
用紙上部の新築・増改築の別に○をしていない。		<input type="checkbox"/>
法第5条第1項・第2項・第3項・第4項・第5項の別に○をしていない。		<input type="checkbox"/>
第二面		
地名地番が委任状・図面と異なる。		<input type="checkbox"/>
敷地面積・建築面積・床面積の合計が図面と異なる。		<input type="checkbox"/>
各階の床面積が記載されていない。		<input type="checkbox"/>
第四面		
工事着手の予定年月日・完了予定年月日を記載していない。		<input type="checkbox"/>
工事着手の予定年月日・完了予定年月日について、元号・西暦の記載がない。		<input type="checkbox"/>
工事着手の予定年月日が申請日【書類一式到着日】より前になっている。		<input type="checkbox"/>
委任状		
委任状の現住所・住宅の位置が申請書と異なる。		<input type="checkbox"/>
委任状に日付が記載されていない。		<input type="checkbox"/>
委任状の日付が申請日より後になっている。		<input type="checkbox"/>
委任者の押印を省略する際、委任者の連絡先の記載がない。		<input type="checkbox"/>
各種添付書類		
付近見取り図	方角が記載されていない	<input type="checkbox"/>

(日本産業規格 A 列 4 番)

設計内容追加説明書

確認項目	認定基準	設計内容説明欄		設計内容 確認欄
		設計内容	記載図書	
法第6条第1項第2号関係	住宅の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の専用面積 (m²) ・40m²以上ある階 (階) (m²) うち階段部分面積 (m²) 	<input type="checkbox"/> 面積表 <input type="checkbox"/> 平面図	
	(区分所有住宅の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の専用面積が最小となる住戸 住戸番号 () 住宅の専用面積 (m²) ・階数が2以上ある住戸のうち、40m²以上ある階の住宅の専用面積が最小となる住戸 住戸番号 () 40m²以上ある階 (階) (m²) うち階段部分面積 (m²) 		
法第6条第1項第3号関係	居住環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の都市計画施設の有無 (<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (当該区域を除いた敷地面積 m²)) ・市街地再開発事業 (施行中) 区域 (<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内) ・土地区画整理事業 (施行中) 区域 (<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内) ・地区計画区域 (<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内) 		
法第6条第1項第4号関係	災害配慮基準	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 (<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内) ・地すべり防止区域 (<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内) ・急傾斜地崩壊危険区域 (<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内) 		
法第6条第1項第5号及び第6号関係	維持保全の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・期間 () 年以上 <input type="checkbox"/> 省令第5条に規定する国土交通大臣が定める基準への適合 	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 計画書	
	資金計画	<input type="checkbox"/> 建築に要する費用の設定 <input type="checkbox"/> 維持保全に要する費用の設定		

注意

- 1 設計内容確認欄は、記入しないでください。
- 2 設計内容欄は、該当する□に「**レ**」を入れてください。
- 3 記載図書欄は、添付する図書の□に「**レ**」を入れてください。
- 4 記載図書欄の図書は、必要に応じて追加してください。

長期優良住宅認定申請添付図書＜規則第 2 条関係＞

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別、寸法及び取付方法
各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入り口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
用途別床面積表	用途別の床面積
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置
断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法
各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
機器表	エネルギー消費性能向上設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

追記事項

- 〔1〕 表の各項の掲げる図書に示すべき事項を他の図書に示してもよい。また、当該各項目に掲げる事項を全て他の図書に示したときは、当該図書を要しない。
- 〔2〕 確認書等の写しを添付した場合、網掛け図書（設計内容説明書、仕様書、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図、各種計算書及び機器表）を省略することができる。
- 〔3〕 法第 6 条第 2 項により建築確認を同時に申請する場合は、確認の申請図書を提出する。この際、建築確認の申請に係る図書の省略については、建築基準法の取り扱いに従う。
- 〔4〕 変更申請の場合は、対象となる住宅の認定通知書またはその写しが必要となる。また、添付図書については、変更に係るもののみの提出でよい。

認定申請手数料

新築

住宅の規模・戸数	確認書等がある場合	確認書等がない場合
区分所有住宅以外の住宅(戸建住宅)		
住戸面積 $\leq 100\text{m}^2$	11,000 円	45,000 円
$100\text{m}^2 < \text{住戸面積} \leq 200\text{m}^2$		51,000 円
住戸面積 $> 200\text{m}^2$		69,000 円
区分所有住宅(住棟申請=下記金額 \times 住戸の数)		
建築物の住戸の数が ~ 5	5,000 円	24,000 円
〃 $6 \sim 10$	5,000 円	20,000 円
〃 $11 \sim 25$	3,000 円	15,000 円
〃 $26 \sim 50$	3,000 円	14,000 円
〃 $51 \sim 100$	2,000 円	12,000 円
〃 $101 \sim 200$	2,000 円	10,000 円
〃 $201 \sim 300$	1,000 円	10,000 円
〃 301 以上	1,000 円	9,000 円

増改築

住宅の規模・戸数	確認書等がある場合	確認書等がない場合
区分所有住宅以外の住宅(戸建住宅)		
住戸面積 $\leq 100\text{m}^2$	17,000 円	67,000 円
$100\text{m}^2 < \text{住戸面積} \leq 200\text{m}^2$		76,000 円
住戸面積 $> 200\text{m}^2$		103,000 円
区分所有住宅(住棟申請=下記金額 \times 住戸の数)		
建築物の住戸の数が ~ 5	8,000 円	36,000 円
〃 $6 \sim 10$	7,000 円	30,000 円
〃 $11 \sim 25$	4,000 円	22,000 円
〃 $26 \sim 50$	4,000 円	20,000 円
〃 $51 \sim 100$	3,000 円	17,000 円
〃 $101 \sim 200$	3,000 円	16,000 円
〃 $201 \sim 300$	2,000 円	15,000 円
〃 301 以上	2,000 円	14,000 円

※建築確認申請を併願する場合は、その手数料を加算。

変更認定

譲受人の決定のみの場合		400 円
その他の場合	確認書等の交付を受けた住宅又は長期使用構造等の基準に係る変更を要しない住宅	1,000 円
	その他の住宅	当初申請手数料 $\times 1/2$